

旭川市立西神楽中学校
学校いじめ防止基本方針



2014(平成26)年 4月
【2024(令和6)年 4月 改訂】

【 目 次 】

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
2 市立学校の責務等	3
3 いじめの定義等	5
第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組	8
1 本校のいじめの実態及び目標(指標)	8
2 生徒が主体となった取組の推進	11
3 学校いじめ対策組織の設置	13
4 いじめ防止の取組	15
5 いじめの早期発見	16
6 いじめへの迅速かつ適切な対処	19
7 いじめの解消	22
8 家庭や地域、団体との連携	23
9 関係機関との連携	23
10 重大事態への対処	24
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	27
12 学校いじめ防止プログラム	28

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある決して許されない行為です。

本校では、これまでもいじめの根絶に努めてきたところです。これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、その未然防止を目標に取り組みを進めてきました。年度始めに「学校いじめ防止基本方針（生徒向け）」を配布し、全校集会で「いじめは許されないこと」「いつでも相談できる体制がある」ことを生徒に伝え、未然防止や早期発見・解決について指導しました。また、生徒会活動（生活常任委員会）が「いじめ撲滅標語」の取組を行い、生徒の自主的・実践的な活動を進めています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）及び「旭川市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という）に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」とする）等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市においては、法の基本理念をふまえ条例第3条に規定した基本理念の下、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守ることができる社会の実現を目指します。

○いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒委が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対しいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行わなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であること認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市（教育委員会を含む）及び市立学校の責務を次のように定めています。市（教育委員会を含む）及び市立学校は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめの防止等のための対策に取り組みます。

第4条 市の責務

市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 教育委員会は、基本理念にのっとり、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講ずる責務を有する。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめ防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

また、条例では、保護者の責務、生徒の心構え及び市民等の役割についても、次の通り定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談または通報を行うよう努めるものとする。

本校では、上記基本理念や法や条例を踏まえ、「いじめはどんな理由があっても許されない」ことを原則とし、生徒が安心・安全な学校生活を送り、健やかな成長ができるよう、学校・生徒・保護者・関係機関(教育委員会等)が連携していじめ対策に取り組めます。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。いじめを受けた生徒の主観を重視した定義としています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係*ある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「一定の人間関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

学校では、いじめを理解するに当たって、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めます。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられます。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応します。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例5条に規定する組織(以下「学校いじめ対策組織」という)で情報共有して対応します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。気付いていながら見逃してしまうことがないように、些細に見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ(LGBT、身体的性、性的指向、性自認等)」、「多様な背景をもつ生徒」等特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱いものを攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質なものをへの嫌悪感情、③妬みや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

○この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要と判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

○いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

○上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な栄光が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次の通り規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身または財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

1 本校のいじめの実態及び目標(指標)

◆2023(R5)年度のいじめアンケートの結果◆ 【第1回 6月調査】

○あなたは、今年の4月から今日まで、嫌な思いをしたことがありますか？

1学年 ～ 1名 / 11名

2学年 ～ 0名 / 18名

3学年 ～ 0名 / 9名

1学年の1名について、双方に聞き取りをした結果、嫌な思いをしたとされる行為の事実はなく、回答生徒の思い過ごしであった。嫌な思いの事実はない。

○「嫌な思い」について、具体的にどんなことをされましたか？

・仲間はずれや無視をされる～1名

○あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。＊回答者数38名(複数回答)

・学校の先生～21名 ・スクールカウンセラー～5名 ・友人～27名 ・父や母～27名

・兄弟姉妹～14名 ・メールやSNSの相談窓口～1名 ・だれにも相談しない～4名

・その他～2名(デイサービスの先生)

○あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 11名

2学年 ～ 0名 / 18名

3学年 ～ 0名 / 9名

○学校から「子供相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますか、そのカードを知っていますか？

知っている ～ 38名

知らない ～ 0名

○あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんなことがあっても許されないことだと思いますか？

そう思う ～ 37名

そう思わない ～ 0名

よくわからない ～ 1名

◆2023(R5)年度のいじめアンケートの結果◆ 【第2回 11月調査】

○あなたは、今年の4月から今日まで、嫌な思いをしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 11名

2学年 ～ 0名 / 18名

3学年 ～ 0名 / 9名

○あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。＊回答者数38名(複数回答)

・学校の先生～22名 ・スクールカウンセラー～4名 ・友人～27名 ・父や母～26名

・兄弟姉妹～9名 ・メールやSNSの相談窓口～2名 ・だれにも相談しない～1名

・その他(受診中の病院の医師)～2名

○あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 11名

2学年 ～ 0名 / 18名

3学年 ～ 0名 / 9名

○学校から「子供相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますか、そのカードを知っていますか？

知っている ～ 38名

知らない ～ 0名

○あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんなことがあっても許されないことだと思いますか？

そう思う ～ 38名

そう思わない ～ 0名

よくわからない ～ 0名

◆2023(R5)年度のいじめアンケートの結果◆ 【第3回 2月調査】

○あなたは、今年の4月から今日まで、嫌な思いをしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 11名

2学年 ～ 1名 / 18名

3学年 ～ 1名 / 9名

2名については、対策チーム・組織対策会議を開き、いじめ事案として「認知」し、被害生徒・保護者の意思を尊重し、対応。関係機関（教育委員会）に報告。

○「嫌な思い」について、具体的にどんなことをされましたか？

・冷やかしかからかい、悪口をいわれる～1名

・恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする～1名

○今も嫌な思いをしていますか？

・している ～0名

・していない～2名

○あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。＊回答者数42名(複数回答)

・学校の先生～22名 ・スクールカウンセラー～5名 ・友人～27名 ・父や母～27名

・兄弟姉妹～12名 ・電話相談～2名 ・メールやSNSの相談窓口～2名

・だれにも相談しない～2名 ・その他（恋人）～1名

○あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

1学年 ～ 0名 / 11名

2学年 ～ 0名 / 18名

3学年 ～ 0名 / 9名

○学校から「子供相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますか、そのカードを知っていますか？

知っている ～ 38名

知らない ～ 0名

○あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんなことがあっても許されないことだと思いますか？

そう思う ～ 38名

そう思わない ～ 0名

よくわからない ～ 0名

◇今年度の目標・指標◇

前年度、3度にわたる「いじめアンケート」や「定期教育相談」および日常の生徒との触れ合い活動を通して確認された、いじめの認知件数は2件でした。2件の事象とも、同学年の生徒間で発生しました。いずれの事象とも、被害生徒から担任への訴えによる発覚で、相談しやすい環境や信頼関係が培われていると考えられます。

今年度も「いじめをしない・させない」という学校風土を継続し、困ったときには相談できる信頼関係の構築に努めます。また、今日的課題であるネット上のトラブルを未然に防ぐための指導（ネットリテラシーやマナー）についての指導の強化に努めていきます。

なお、本校におけるいじめ調査（「いじめアンケート」2月実施）では、「いじめはどんな事があっても許されないと思う」生徒の割合は100%である一方、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合は、昨年度よりも減ったものの5.3%に上ります。この結果からも、早期発見・早期対応のためにも、より一層の信頼関係の構築が求められます。

この結果から、本校では今年度も教職員一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる」との認識をもち、家庭、地域住民、関係機関と連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に基づき「国の基本方針」「旭川市のいじめ防止基本方針（策定の指針）」等を参考に本校の「いじめ防止基本方針」を策定します。本基本方針は、学校に設置する「いじめ対策組織」を中心に、年間の学教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を組織的・計画的に実施できるようにしたのです。具体的には、「いじめ防止等の方針」「具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）」「早期発見・事案対処マニュアル」に基づく取組を行います。また、学校評価やPDCAサイクルによる点検・見直し等を行います。

【具体的目標と指針】

- ① 積極的にいじめを認知する姿勢を重視し、積極的な認知を目指します。
- ② 「いじめは許されない」意識の向上を図る学級活動や道徳の授業を通して自分事として考える能力を身に付けさせ、全国学力・学習状況調査の質問紙及びいじめアンケートにおいて「いじめはどんな理由があっても許されない」の「そう思う」の回答が100%が継続することを目指します。
- ③ いじめアンケートで「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」との回答が0%となるよう、誰でもいつでも相談できる体制を整えます。

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめ問題等について様々な取組を行い、本校の実態に応じた「学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を策定します。
- 中連生活部の研修会への参加を通し、他校の実態や取組を本校に還元します。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります（いじめ撲滅標語等）。

◇本校の取組◇

（１）いじめアンケートの実施

①ねらい

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進める。

②内容

- いじめアンケートの実施（５月、１０月、２月）
- いじめアンケートの集約と考察
- いじめ認知に向けての面談等

（２）いじめ撲滅標語コンクール

①ねらい

一人一人がいじめを起こさない強い意志をもち、人をお思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした標語を募集し、生徒のいじめ根絶に向けた意識の啓発を図る。

②内容

- ６月下旬 生活常任委員会より提案、募集
- ９月上旬 生活常任委員会で選考
- １０月上旬 生徒集会で発表（表彰）、校内掲示

※R5年度の「いじめ撲滅標語コンクール」入賞作品

<1学年>

- 助ける勇氣 見て見ぬふり しないでね
- 聞かせてよ あなたの涙 落ちる音
- いじめるな 人の心を 奪うなよ

<2学年>

- ダメよダメダメ 優しい心をもたないと
- 終止符を そのいじめに終わりはないから
- その言葉 心の中で 深い傷

<3学年>

- 気をつけて その言葉が 最大の武器になる
- 割れたガラスは元通りにはならない あの子の傷も元には戻らない

(3) 教育相談

①ねらい

- 学級担任との親和的な人間関係をつくる
- 生徒の自己理解と援助
- 生活や学習についての悩みなどの把握と援助
(特に、いじめに関わる内容は、迅速で適切な支援を心がける)

②担任との個別面談 1人 10~15分程度

学校における教育相談(参考)

ア 教育相談の位置づけと役割

教育相談は生徒指導の一環として位置づけられ生徒指導の中心的な役割を担う生徒指導を支える重要な機能である。また、一人一人の教育上の諸問題を取り上げ、三者(本人・保護者・教師)が望ましい在り方を見いだせるよう指導・援助するものである。

イ 教育相談の3つの機能

- 治療的な機能…非行など反社会的な問題行動や不登校など非社会的問題行動を起こした生徒に対して、問題解決に向けての指導・援助を個別またはグループカウンセリングなどの方法を用いて行う。
- 予防的な機能…生徒が問題を起こしたり、不適応に陥ったりしないように、あるいは教師が気になる子どものサインをキャッチした時に、問題行動につながったり、問題が深刻化したりすることを事前に防ぐように指導・援助することである。全ての生徒を対象とする。
- 開発的な機能…どの生徒も学業、進路、性格、友人など年齢に応じた発達課題をもっている。それを達成して自己実現に向けて成長していくよう指導・援助することであり、全ての生徒を対象とする。

(4) 日常的な道徳指導

①ねらい

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

②内容

道徳の授業を「要」として、学校の教育活動全体を通して、いじめ防止に取り組みます。

3 学校いじめ対策組織の設置

学校は、いじめ問題に組織的に対応するため、法第22条に規定する組織として「学校いじめ対策組織」を設置します。

(1) 設置の意義

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。

(2) 設置の留意事項

① 以下のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」を構成します。

- 自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者によって構成します。
- 「自校の複数の教職員」については、校長や教頭、生徒指導主事、教務主任、学年代表、養護教諭、特別支援教育 Co、学級担任、教科担任、部活動顧問、学校医等から学校の実情に応じて決定します。
- 状況に応じ、教育委員会職員や市職員のほか、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得ます。
- 「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」や「生徒主体の未然防止の取組」、「校内研修の実施」に当たっては、必要に応じて、保護者や生徒の代表、地域住民その他の関係者の参画を得て進めます。

② 以下のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」内にいじめ事案やいじめの疑いがある事案への組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置します。

- 「いじめ対策チーム」の構成は、校長のほか、教頭、生徒指導主事により構成します。教頭及び生徒指導主事を「報告窓口担当者・集約担当者」とし、生徒指導主事を「いじめ対策推進リーダー」とします。
- 個々の事案の対処に当たっては、関係の深い教職員を追加し、必要に応じて外部の専門家の協力を受けます。

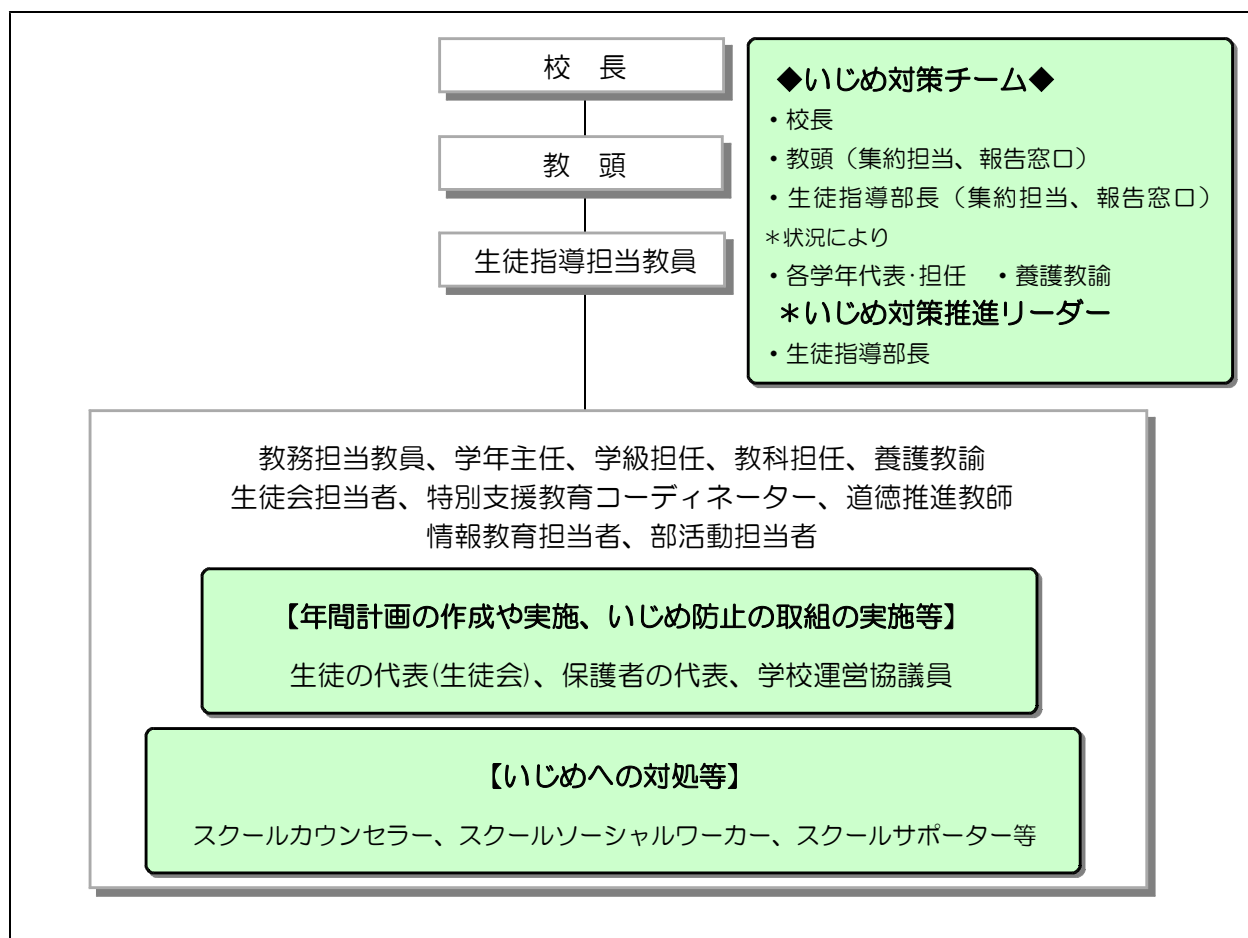
③ 以下のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。

- 気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを周知徹底します。
- 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制を整備します。
- いじめ問題に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供できる体制を整備します。

④ 「学校いじめ対策組織」の役割に以下のことを位置づけます。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境作りを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの情報の迅速な共有、生徒に対する聴き取り調査アンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまでの、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- 「学校いじめ防止プログラム」の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）
- 「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議内容を記録し、文書管理規定の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

(3) いじめ対策組織図



4 いじめ防止の取組

学校は、児童生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ③全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成します。
- ④いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。
- ⑤いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員の研修、生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ②生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」の充実を図ります。
- ③家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- ④生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を活かした教育活動や体験活動を推進します。
- ⑤自他の意見の相違があっても、互いを認めながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- ⑥インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に努めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。
- ③生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- ④学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ⑤「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

⑥配慮を必要とする生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時など学校生活の節目の指導に適切に反映させます。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を生徒に提供し、生徒の自己有用感を高める取組を推進します。
- ②生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会手資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行います。
- ③自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ④自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(5) 生徒が主体となった取組の推進

- ①生徒会を中心に、いじめの問題について話し合い、本校の実態に応じた学校いじめ防止基本方針(生徒版)を策定します。
- ①生活・学習A c t サミットで協議された内容を小・中学校で連携して共有します。
- ③いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ撲滅標語コンクールの開催など、生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視することなく、積極的に幅広く認知します。

また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進めます。
- (2) アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施します。個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の方法、時間、場所には細心の注意を払います。
- (3) いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関の相談窓口について、学校だより等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- (4) 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り健やかな成長を支援します。

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等	生徒氏名
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていることがある。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。……………〔	〕

授業や給食の様子	生徒氏名
<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔	〕

清掃や放課後の様子	生徒氏名
<input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔	〕
<input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。……………〔	〕

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしめない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したくない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじる、ベットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに「いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけ、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴します。
- ③いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有します。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認を行います。
- ⑤いじめ受けたとされる生徒が関係生徒への事実確認を望まない場合や、関係生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの認定に至らないときであっても、いじめを受けた生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係生徒の見守り等を行います。
- ⑥いじめと認知した場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- ⑦いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ⑧インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- ⑨いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第22条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- ⑩生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた生徒から、事実確認の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意します。
- ②家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ③いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ④いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添いさせる体制をつくります。
- ⑤いじめを受けた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った生徒や保護者の理解の下でいじめを行った生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。
- ⑥いじめを受けた生徒の保護者に対して、当該生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
- ⑦いじめを受けた生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
- ⑧状況に応じて、スクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ②事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ③いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ④いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ⑤生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以降の対応を行います。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、更に法第22条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を与えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案の対応

- ①他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底します。
- ④事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第22条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間での対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校と緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します(SNS、暴力等)。

【資料②－1】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
- いじめを受けた児童生徒や保護者
 - 学級担任
 - 児童生徒アンケート調査や教育相談
 - 学校以外の関係機関や地域住民
 - 周囲の児童生徒や保護者
 - 養護教諭等学級担任以外の教職員
 - スクールカウンセラー（SC）
 - その他
- <いじめの報告>
- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- 周囲の児童生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のP T A活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行います。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- (1) 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該生徒の保護者に対し、関係生徒の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報共有します。
- (2) 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

【資料②-2】

いじめ事案対応フロー



8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

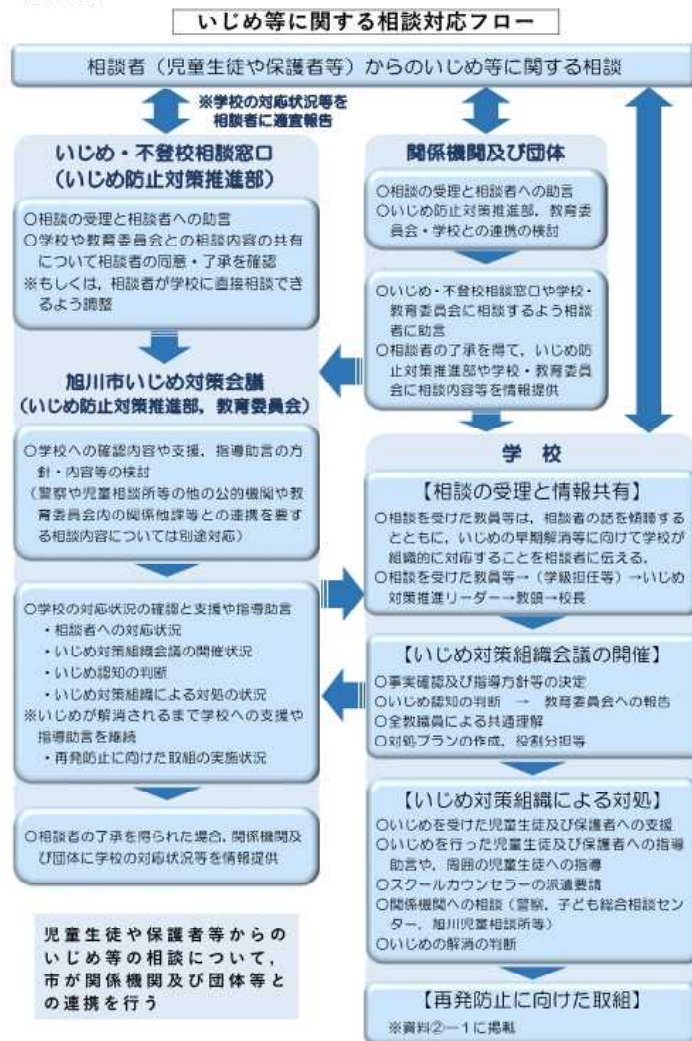
- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実行・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるように取り組みます。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載したり、学校だよりに記載し配布したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に理解できるような措置をとります。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明します。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該生徒及びその保護者に説明します。
- (4) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者に対して説明します。

9 関係機関との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター(警察官経験者)等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

【資料⑥】



10 重大事態への対応

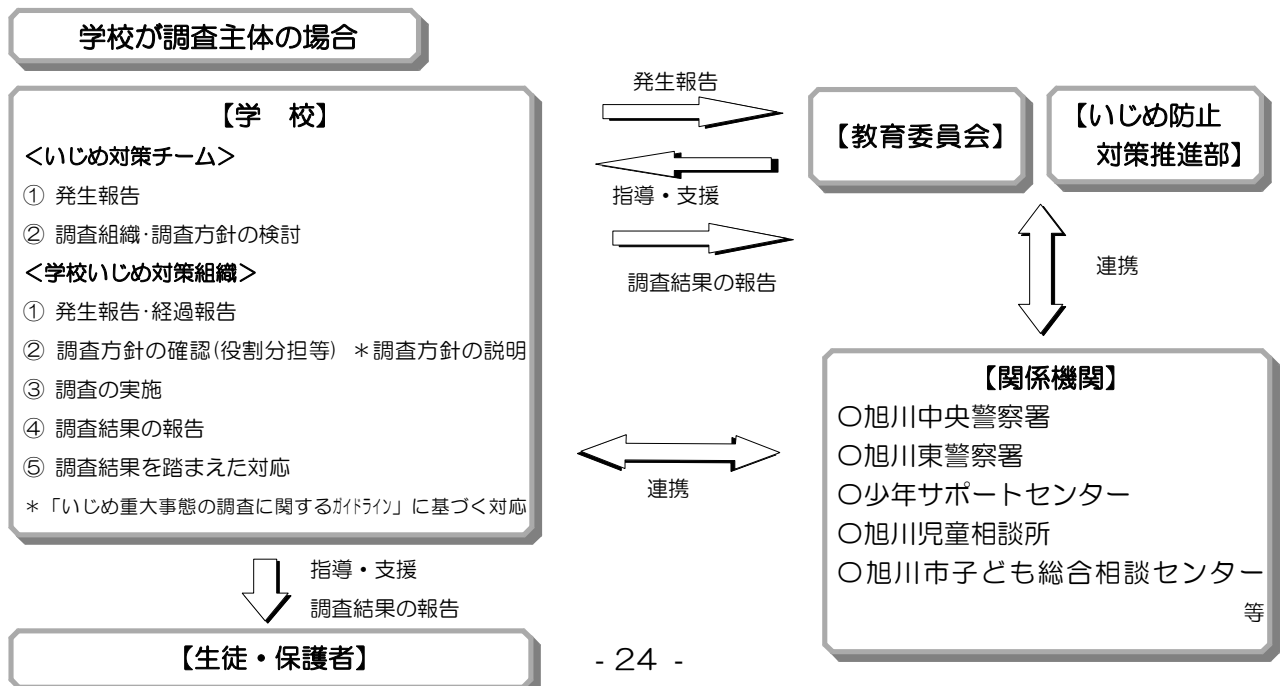
市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ①学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態(以下「不登校重大事態」という)の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に達する前から教育委員会に報告・相談します。
- ②学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。
- ③生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。
- ④学校から、重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、市長に報告します。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告します。
- ⑤学校は、いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、反省を促すなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。
- ⑥市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処します。

(2) 教育委員会又は学校による調査

- ①学校から報告を受けた教育委員会は、調査の主体を学校とするか教育委員会とするかを判断し、速やかにその下に組織を設けます。
- ②教育委員会が、学校を調査の主体とする判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ③教育委員会が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を対策委員会とします。
- ④調査は、事実関係を明確にするために行います。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。
- ⑤この調査は、民事・形而上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。



(3) 調査結果の提供及び報告

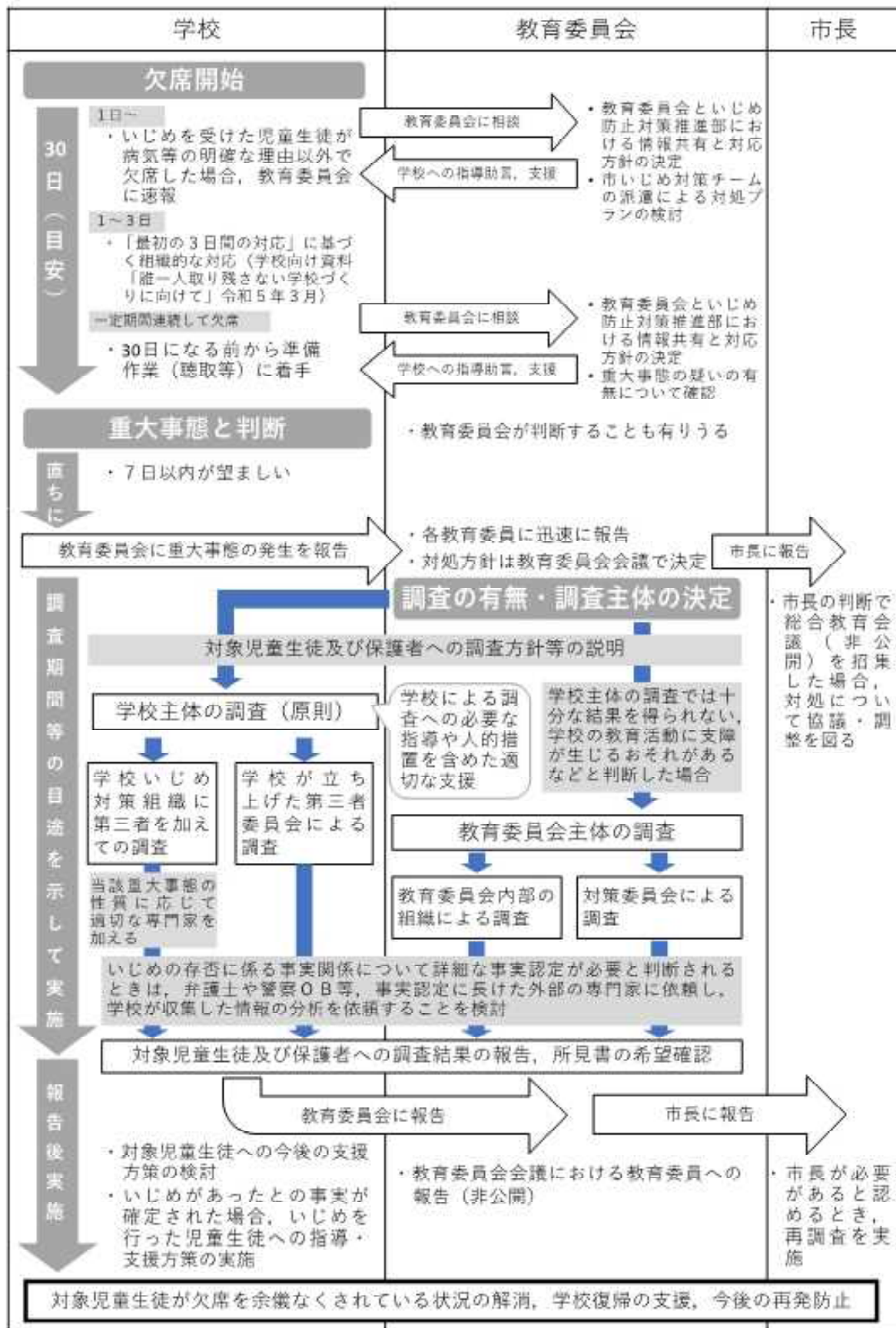
- ①調査の進捗状況及び調査結果は、教育委員会又は中学校から、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。
- ②教育委員会から、調査結果を直ちに市長に報告します。いじめを受けた生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が出された場合は、調査結果に添えて市長に報告します。

(4) 市長による再調査及び措置

- ①調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会において再調査を行います。
- ②再調査の進捗状況及び再調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。
- ③市長は、再調査の結果を市議会に報告します。
- ④市町及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、条例に基づき、市基本方針を策定または変更したときは、速やかに公表します。

また、市の施設や学校の取組、重大事態への対処等、市基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検するとともに、国基本方針及び道基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを行います。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教 職 員	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針の策定 生徒、保護者への説明内容 学校ホームページ等での公開 組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の情報の交流 	<p>○学校いじめ対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の情報の交流 いじめアンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討
	<p>○学校ネットパトロール</p> <p>*通年で実施</p>	<p>○学校ネットパトロール</p> <p>*通年で実施</p>	<p>○学校ネットパトロール</p> <p>*通年で実施</p>
	<p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の内容の共通理解 	<p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒情報(事例)研修 *スクールカウンセラー参加 	<p>○校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
	<p>○基本方針(生徒版)策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容の検討・周知 	<p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p>	<p>○教育相談</p>
生 徒	<p>○相談窓口の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の紹介と周知 	<p>○教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 担任との二者面談 	<p>○いじめアンケート調査① 〈ストレスチェック①〉</p>
			<p>○生徒が主体となった未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ撲滅標語
		<p>○「人権教育」の授業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・3年生 	<p>○中連生活部研修会への参加</p>
家 庭 ・ 地 域	<p>○基本方針(学校版)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容の説明・周知 (PTA総会・ホームページ) 	<p>○学校運営協議会による協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」の説明・周知 	

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報の交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報の交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報の交流
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> *通年で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> *通年で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> *通年で実施
		<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の紹介と周知(再確認) 		<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体となった未然防止の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・「ストップいじめ宣言」の改訂
	<ul style="list-style-type: none"> ○中連生活部夏季研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育」の授業 <ul style="list-style-type: none"> ・全学年
地域・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談(参観日) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会による協議 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の取組等の評価・検証 	

	10月(強調月間)	11月	12月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p> <p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p> <p>○校内研修 ・「生命(いのち)の安全教育」の授業の実施について</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・いじめアンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p> <p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p> <p>○教育相談 ・保護者も含めた三者面談</p> <p>○校内研修 ・生徒情報(事例)研修 *スクールカウンセラー参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p> <p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p>
生徒	<p>○生徒が主体となった未然防止の取組 ・アウトメディア運動</p> <p>○「生命(いのち)の安全教育」の授業</p> <p>○「人権教育」の授業 ・1年生</p>	<p>○教育相談 ・保護者も含めた三者面談</p> <p>○いじめアンケート調査② 〈ストレスチェック②〉</p>	<p>○中連生活部研修会への参加</p> <p>○相談窓口の理解 ・関係機関の紹介と周知(冬季休業に向けて)</p>
家庭・地域		<p>○保護者面談(参観日・教育相談) ・いじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活について</p>	<p>○学校運営協議会による協議 ・2学期の取組等の評価・検証</p>

	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流</p> <p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・いじめアンケートの結果を情報共有、対処の検討</p> <p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・生徒の情報の交流 ・一年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検討 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</p> <p>○学校ネットパトロール *通年で実施</p> <p>○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告(含スキルシェア)</p>
生徒		<p>○いじめアンケート調査③ ・旭川市教育委員会による ＜ストレスチェック③＞</p> <p>○外部講師による研修会 ・非行防止、スマホ等</p>	
地域・家庭		<p>○学校運営協議会による協議 ・学校の取組等の評価・検証</p>	<p>○相談窓口の理解 ・関係機関の紹介と周知(年度末始休業・新年度に向けて)</p>

【資料⑤】（中学校用）

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。